

平成 29 年 12 月吉日

お客様各位

宇和島信用金庫

預金口座付番開始に伴う個人番号の利用目的変更について

当金庫は、個人情報保護法第 15 条第 2 項及び第 18 条第 3 項を踏まえ、当金庫の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、個人番号の預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からいたします。

※変更（追加）箇所は、下線部をご覧ください。

記

1. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ③国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑤預金口座付番に関する事務のため

以 上